

飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園の新規利用者の受入れ再開について

飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園につきまして、社会福祉法人現成会に対する行政処分期間が令和8年10月31日をもって終了し、同年11月1日から新規利用者受入れを再開します。

つきましては、既に保育所(園)等利用申込を行っている方で、11月2日(月)からの飯能元氣保育園(本園または分園)の利用を希望される場合には、10月13日(火)までに希望施設の追加手続きを次のとおりお願いいたします。

なお、新規利用者受入れにあたっては、市が実施した立入検査にて、行政処分の原因となった事項の改善を確認しています。

【希望施設の追加手続きについて】

「教育・保育給付認定変更認定申請書 教育・保育給付認定申請書記載事項変更届」に希望施設の追加・変更を記入し、飯能市役所保育課窓口へ提出してください。

- ・「変更前」欄には、従前の希望を第一希望から順に記載してください。
- ・「変更後」欄には、追加・変更する施設を含めた希望を第一希望から順に記載してください。

なお、施設の利用可能枠を上回る申請があった場合は、年齢ごとに、保育の必要性の高いお子さまからご案内いたします。手続きをされても、申請多数により入園ができない場合があります。

(担当) 〒357-8501 飯能市双柳1番地の1
飯能市こども支援部保育課 認定・給付担当
電話：042-973-2111 (内線 1546)
mail：hoiku@city.hanno.lg.jp